

プレスリリース

東北 1 大曲・船岡樹木採取区における 樹木採取権者の決定等について

令和 4 年 2 月 18 日
東北森林管理局

令和 3 年 9 月 6 日付けで指定した東北 1 大曲・船岡樹木採取区において、制度創設後、全国で初となる樹木採取権の設定を行いました。

1. 制度創設後初の樹木採取権の設定

令和 3 年 9 月 6 日付けで指定した東北 1 大曲・船岡樹木採取区において、東北森林管理局長が、本日（令和 4 年 2 月 18 日）、秋田県素材生産流通協同組合（代表理事 山田一成）を樹木採取権者として決定し、樹木採取権を設定しました。詳細は以下のとおりです。

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/jumokusai shuken/seteitohoku1.html>

なお、東北 2 田子地区樹木採取区の公募結果については、樹木採取権者を決定次第、東北森林管理局のホームページにおいて公表します。

2. その他の樹木採取権制度に係る情報

(1) 北海道森林管理局での再公募

北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区、北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区、北海道森林管理局 3 根釧西部樹木採取区の 3 か所において、令和 4 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの間、樹木採取権者の設定を受けることを希望する者の再公募を行います。詳細は、3 月 1 日に以下のページに掲載します。

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/hanbai1/jyumokusai syukenseido.html>

(2) 中部森林管理局での再公募

中部 1 東信・真田樹木採取区において、令和 4 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの間、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を再度公募します。詳細は、3 月 1 日に以下のページに掲載します。

<http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/policy/business/sigoto/jyumokusaisyuken.html>

(3) 新たな国産材需要創出のアイデア、構想の募集

林野庁は、今後の樹木採取権の設定規模の検討に資するため、令和 3 年 11 月 19 日から令和 4 年 3 月 18 日までの間、民間事業者等の皆様から、新たな国産材需要創出のアイデア、構想の提供をお願いする新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）を行っています。詳細は以下のプレスリリースをご確認ください。

プレスリリース

国有林野における樹木採取権の設定規模の検討に係る新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）の追加実施について（令和 3 年 11 月 19 日）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keiki/211119.html>

お問い合わせ先



林野庁 東北森林管理局 森林整備部 資源活用課

担当者：企画官（供給戦略） 春日 正人

電話：018-836-2149 FAX：018-836-3594

林野庁